# アルコール健康障害対策基本法 Q&A

### アルコール 健康障害とは?

アルコール健康障害対策基本法で は以下のように定義されています。 ――アルコール依存症その他の多 量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦 の飲酒等の不適切な飲酒の影響に よる心身の健康障害

### 厚生労働省「健康日本21」 にみる飲酒の指標

- 1. 未成年、妊婦はゼロに
- 2. 飲むなら、「節度ある適度な飲酒」で 1日に20g(女性やお酒に弱い人は少なく)
- 3. 生活習慣病のリスクが高まる飲酒に注意 男性は 1 日に 40g 以上 女性は 1日に 20g 以上
- 4. 多量飲酒はしない(さまざまな社会問題を 引き起こし、アルコール依存症にもつながる) 1日に60g超
  - ※一時的多量飲酒(ビンジドリンキング)も、 酔いによる事故などを引き起こします

# 基本理念は?

次の項目が明記されています。

- ●アルコール健康障害の発生・進行・再発の各 段階に応じた防止対策を適切に実施
- ●アルコール健康障害を有し、又は有していた 者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に 営むことができるように支援
- ●アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運 転・暴力・虐待・自殺等の問題に関する施策と の有機的な連携



ワイン 200ml

60ml

### 責務があるのは誰?

25%の焼酎

100ml

以下の6者の責務が規定されています。 国…基本理念にのっとり、アルコール健康 障害対策を総合的に策定し実施する責務 地方公共団体…基本理念にのっとり、国と の連携を図りつつ、その地域の状況に応じ た施策を策定し実施する責務

酒類の製造・販売事業者(飲用に供することを含む)… 国・地方公共団体の対策に協力するとともに、事業活動 を行うに当たって、アルコール健康障害の発生・進行・ 再発の防止に配慮する努力義務

国民…アルコール関連問題に関する関心と理解を深め、 アルコール健康障害の予防に必要な注意を払う努力義務 医師その他の医療関係者…国・地方公共団体の対策に協 力し、アルコール健康障害の発生・進行・再発の防止に 寄与するよう努めるとともに、アルコール健康障害に係 る良質かつ適切な医療を行う努力義務

健康増進事業実施者…国・地方公共団体が実施する対策 に協力する努力義務

# 啓発週間はいつ?

11月10日~16日を「アルコール関連問題啓 発週間 | と定め、国・地方公共団体は趣旨にふさ わしい事業の実施に努めると規定されています。

# 国の基本計画は どう策定?

内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議、ア ルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴 いて基本計画案を作成、施行後2年以内(平 成28年5月31日まで) に閣議決定します。 その後は効果に関する評価を踏まえ、少なく とも5年ごとに検討を加え、必要があると認 めるときには、これを変更しなければならな いとされています。

# 法律の所管は?

施行当初は、内閣府が基本計画策 定と推進に関する事務を所掌。策 定後3年以内に厚生労働省に当該 事務を移管するとされています。

# 都道府県の 計画は?

国の基本計画を基本とし、各地の 実情に即したアルコール健康障害 対策の推進に関する計画を策定す る努力義務が定められています。

## 設置される 2つの会議 とは?

#### アルコール健康障害対策推進会議

内閣府・法務省・財務省・文部科学省・厚生 労働省・警察庁その他の関係行政機関の職員 をもって構成し、連絡調整を行ないます。

#### アルコール健康障害対策関係者会議

アルコール関連問題に関し専門的知識を有す る者、当事者・家族を代表する者等 20 人 以内で組織し、国の基本計画策定と上記推進 会議の連絡調整に際して意見を述べます。

# 10 の基本的 施策とは?

#### ●教育の振興等

家庭、学校、職場その他の様々な場におけるアルコー ル関連問題に関する教育と学習の振興、並びに広報 活動等を通じた知識普及

#### ●不適切な飲酒の誘引の防止

酒類の表示、広告その他販売の方法について、事業 者の自主的な取組を尊重しつつ、アルコール健康障 害を発生させるような不適切な飲酒を誘引すること とならないようにする

#### 健康診断及び保健指導

健康診断・保健指導において、アルコール健康障害 の発見と飲酒についての指導等が適切に行われるよ うにする

#### ●アルコール健康障害に係る医療の充実等

アルコール健康障害の進行を防止するための節酒又 は断酒の指導、アルコール依存症の専門的な治療及 びリハビリテーションを受けることについての指導 の充実、専門的な治療及びリハビリテーションの充 実、専門的な治療及びリハビリテーションの提供を 行う医療機関とその他の医療機関との連携確保

#### ●飲酒運転・暴力行為・虐待・自殺未遂等をした者 に対する指導等

状況に応じたアルコール健康障害に関する指導、助 言、支援等を推進

#### ●相談支援等

アルコール健康障害を有し、又は有していた者及び その家族に対する相談支援等を推進

#### ●社会復帰の支援

アルコール依存症にかかった者の円滑な社会復帰に 資するよう、就労の支援等を推進

#### ●民間団体の活動に対する支援

自助グループの活動、その他の民間の団体が行うア ルコール健康障害対策に関する自発的な活動を支援

#### ●人材の確保等

医療・保健・福祉・教育・矯正その他のアルコール 関連問題に関連する業務に従事する者について、十 分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上 に必要な施策

#### ●調査研究の推進等

アルコール健康障害の発生・進行・再発の防止並び に治療法に関する研究、アルコール関連問題に関す る実態調査その他の調査研究

# 日本の飲洒問題の現状

H THE THE THE THE THE THE THE THE THE TH	方性	女性	百計
<b>飲酒者</b>	82.4%	60.1%	70.5%
(この1年に1度でも飲んだ者)	4156万人	3272万人	<b>8428万人</b>
リスクの高い飲酒者	14.4%	5.7%	9.7%
(1日平均男性 40g以上、女性 20g以上)	726万人	313万人	<b>1039万人</b>
多量飲酒者	15.6%	3.6%	8.7%
(飲酒する日には 60g以上飲む者)	785万人	195万人	<b>980万人</b>
<b>アルコール依存症と予備軍</b>	5.1%	0.7%	2.6%
(AUDIT※15点以上)	257万人	37万人	<b>294万人</b>
<b>アルコール依存症の疑い</b>	2.0%	0.2%	1.0%
(AUDIT※20点以上)	102万人	11万人	<b>113万人</b>
<b>診断基準によるアルコール依存症者</b>	1.9%	0.3%	1.0%
(ICD-10※)	95万人	14万人	<b>109万人</b>

厚牛労働省研究班調べ(平成.25年の調査結果を平成.24年.10月の日本人口で年齢調整した値と推計値)

- ※AUDIT=WHO によるアルコール使用障害のスクリーニングテスト
- ※ICD-10=WHOによる国際疾病分類で、診断基準として使われている